

令和6年度平塚市基幹型地域包括支援センター取組結果

1 取組期間

令和6年10月から令和7年3月まで

2 重点取組事項の取組結果

(1) 地区包括の現状把握

地区包括及び各圏域の状況、課題、ニーズ等を把握し、その結果を踏まえて、全市的な現状を把握する。

取組結果：事業計画のヒアリング、相談業務の後方支援を通じて、地区包括及び各圏域の状況や課題、ニーズ等を把握しました。地区包括からは、継続して毎月30件程度の相談があり、相談支援から地区包括で共通する課題やニーズ等を把握し、全市的な現状把握を進めました。

(2) 地区包括の業務の効率化

効率化が見込める業務、事務を把握し、改善に向けた取組を推進する。

取組結果：効率化が見込める業務の取組を推進するため、地区包括が負担に感じている業務を把握し、I C Tの活用による業務効率化の検討を進めました。また、地区包括への業務の確認を通じて、地区包括が業務の効率化について検討する契機につなげました。

(3) 地域との連携・協働の推進

地域の会議や取組等への参加を通じて、地域と地区包括とのネットワークづくりを促進する。

取組結果：各圏域の地域ケア会議や各種団体との連絡会に出席し、地区包括が連携・協働しやすい関係づくりを行いました。また、地域ケア会議の開催に向けては、地区包括と事前に打ち合わせを行うとともに、基幹型包括が会議に出席することで、地域に対して会議の目的や会議における地区包括の役割を示すなど、ネットワークづくりの促進を図りました。

3 実施方針の主な取組結果

(1) 地区包括の全体調整

ア 事業運営の充実

- ・10月と2月に地区包括を訪問し、ヒアリングを実施しました。ヒアリングでは、令和6年度上半期の事業計画の進捗状況や令和6年度の実績を踏まえた令和7年度の事業計画の作成状況を確認するなど、地区包括の業務の方向性を確認しました。
- ・新たに令和7年度地区包括運営方針を作成し、目指すべき方針を地区包括と共有しました。

イ 効率的、効果的な事業の実施

- ・地区包括を訪問し、令和6年度の事業計画の進捗状況や、令和7年度の事業計画の作成状況を確認しました。また、地区包括が地域課題を踏まえた事業計画を立案できるよう、新たに重点目標を設定するなど事業計画の構成を見直すとともに、令和7年度に地区包括に向けた地域診断の研修が実施できるよう検討を進めました。
- ・業務支援システムの適正な利用や改善、活用の検討を進め、項目の変更を行いました。また、ヒアリングでは、負担が大きい業務の聞き取りを行うなど、業務改善に向けた取組を進めました。

ウ 適切な事業運営の確保

- ・主任介護支援専門員連絡会で指定介護予防支援事業所の委託先選定の実施状況を確認するとともに、公正かつ中立性を確保するよう周知しました。

（２）総合相談支援業務

- ・地区包括に対する後方支援を通じ、相談内容に応じて関係機関等の支援へ適切につながるとともに、その後の支援経過を把握するよう努めました（相談件数:244件）。
- ・地区包括の情報を市ホームページや広報ひらつかへ掲載するなど、周知を図りました。
また、地域包括支援センター運営協議会からの意見を踏まえ、地区包括の周知について、改善に向けて取組を進めました。

（３）人材育成事業

- ・社会福祉士研修では「法テラスについて理解を深め、権利擁護業務に活かそう」を実施し、権利擁護業務における社会資源の一つとして「法テラス」の業務の理解を深めました。
主任介護支援専門員研修では「スーパービジョンを理解する」を実施し、スーパービジョンを体感し、スーパーバイザーの理解を深めました。
保健師研修では「精神疾患の理解を深め、支援の方向性を考えよう」を実施し、精神科の訪問診療の実情を知り、事例を通して対応を学ぶことで、精神疾患を正しく理解することにつなげました。

（４）生活支援体制整備事業

- ・第一層協議体へ出席するとともに、生活支援コーディネーター研修会を開催し、地区包括と生活支援コーディネーターが意見交換や情報共有できる機会を設けました。

（５）地域ケア会議推進事業

- ・地域ケア個別会議の事前事後に打合せを行い、会議の運営を通じて個別事例への対応や、事例を通して地域の課題解決に向けた会議ができるよう助言を行いました。

また、地区包括からの依頼に基づき、個別ケア会議（７回）、小地域ケア会議（１１回）に参加するとともに、参加した地域ケア会議では必要に応じて振り返りを行いました。

- ・地域ケア推進会議を２月に開催し、地域課題の共有、対応策の検討を進めました。
- ・他自治体の取組状況を視察するなど、地域ケア会議の改善に向けた検討を進めました。

（６）権利擁護業務

- ・地区包括や関係機関からの相談に対応し、調整等を行いました。

（７）介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務

- ・介護予防ケアマネジメント効果検討会議や運営指導時に適切な介護予防ケアマネジメントが行われているかを確認し、必要に応じて助言を行いました。

（８）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・地区包括から相談や依頼があった場合は、必要に応じてカンファレンスを開催し、課題の整理や役割の明確化を図るなど、対応力の向上につながるよう支援を行いました（カンファレンス等出席：１５回）。